

# グループホーム 3ReS 比叡山坂本 重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

## I 法人概要

名称・法人種別	ニューワズ株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 新庄 一範
本社所在地	滋賀県 大津市横木 1 丁目 10-25
電話番号	077-500-2908
FAX 番号	077-500-3033
設立年月日	2009 年 4 月 1 日
事業内容	<input type="checkbox"/> 介護保険事業 通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業 地域密着型通所介護 訪問看護事業 居宅介護支援事業所 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護保険外事業 介護リフォーム 江戸川店



上記職員は不定期 / 下記職員は定期																									
時間		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		夜間					日中の時間帯																	夜間	
1階	介護職員																								
	介護職員																								
	介護職員																								
	介護職員																								
2階	介護職員																								
	介護職員																								
	介護職員																								
	介護職員																								

※入居者の「活動の開始時間」5時～「活動の終了時間」22時

※夜間及び、深夜の時間帯 22:00～5:00

#### 4 苦情相談窓口

事業所の運営に関する入居者及び入居者の代弁者、入居者家族等からの苦情・要望・相談等は、法人内においては常設の窓口として下記の苦情担当者を配置します。併せて公的な相談窓口もありますのでご活用ください。

##### (1) 法人内苦情相談窓口

###### ① 法人苦情相談窓口 (担当事業部)

担当者： 常務取締役 越野 正信

電話番号： 077-576-4549

受付時間： 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

###### ② 当事業所入居者相談・苦情受付窓口

担当者： 管理者 瀬口 綾香

電話番号： 077-576-4549

受付時間： 8:30～17:30 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

##### (2) 公的相談窓口

◆ 市区町村介護保険相談窓口 (受付時間 午前9時00分～午後5時00分まで)

大津市 健康保険部 介護保険課 電話 077-528-2753

◆ 滋賀県国民健康保険団体連合会 (国保連)

電話 077-510-6605 (介護保険課)

## 5 連携体制

### (1) 協力医療機関

○医療法人 弘英会 琵琶湖大橋病院  
(所在地) 滋賀県大津市真野 5 丁目 1-29

○滋賀勤労者保健会 坂本民主診療所  
(所在地) 滋賀県大津市坂本 6 丁目 25-30

### (2) 連携施設

○社会福祉法人 真盛園 特別養護老人ホーム 真盛園  
(所在地) 滋賀県大津市坂本 5 丁目 13-1 号

○社会福祉法人 真盛園 養護老人ホーム 真盛園  
(所在地) 滋賀県大津市坂本 5 丁目 13-1 号

○医療法人 弘英会 介護老人保健施設 B・O・H ケアサービスセンター  
(所在地) 滋賀県大津市伊香立途中町 704 番地

(3) 運営推進会議の設置  
あり

### Ⅲ 入居に要する費用

#### 1 月額入居費

##### (1) 基本入居費用の構成

- ① 法定負担基本分・・・・・・・・・・告示上の額の1割から3割
- ② 法定負担加算分・・・・・・・・・・告示上の額の1割から3割
- ③ 家賃・・・・・・・・・・月額 71,000 円
- ④ 食材料費・・・・・・・・・・日額 1,760 円
- ⑤ 光熱水費・・・・・・・・・・月額 20,000 円
- ⑥ 共益費・・・・・・・・・・月額 20,000 円

##### (2) 基本入居費用の詳細

###### ① 法定負担基本分

###### ■ 法定負担基本分とは

- ・ 厚生労働大臣が定めた法定徴収費用の基本分です。原則として告示上の額の1割から3割を徴収させていただきます。(負担割合につきましては、市区町村から交付される負担割合証にてご確認ください。)
- ・ 法定負担基本分は3年に一度見直しがされますので、重要事項説明別添書1「入居費用一覧表」にその額を記載しています。
- ・ 当月分を翌月請求・支払いの後払いになります。

###### ■ 介護認定で「要支援1」及び「非該当」となった場合

入居中に要介護認定で「要支援1」及び「非該当」となると、法令に基づいた契約により退居となりますが、退居先が決まらない場合に、やむを得ず当グループホームに滞在することが考えられます。その際は、法令に基づいて事業者を支払われる「法定負担分告示上の額」が支払いの対象から外れ、支払われなくなります。

そのため退居するまでの間、当事業所に滞在せざるを得なくなった場合は、その期間の「法定負担分告示上の額」に代わる料金として、1日につき介護予防特定施設入居者生活介護事業で定められた介護報酬要支援1の単位数に地域係数を乗じて得た額の全額を徴収させていただきます。

尚、この額は介護報酬の見直しがあれば、見直し後の単位数に基づいて変更させていただきます。(重要事項説明別添書1参照)

併せて、法定負担分告示上の額以外の入居費用(本重要事項説明書Ⅲ1(2)③～⑥及びⅢ2を指すものとします)については変わることなく、介護認定の変更前と同じ額を徴収させていただきます。

###### ■入院された際の事業所の体制について

入居中に何らかの事情により入院された場合は、担当医を始め、各関係者から情報収集をし、密な連携を図ることで入院によるご本人の心身状態の変化を最小限にします。その際、入居者が入院後3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、入院の初日及び最終日を除き、1ヶ月に6日を限度として所定の単位数を算定します。

## ② 法定負担加算分

### ■ 法定負担加算分とは

- ・ 事業所の人員配置や入居者の状態像、入居者に対する個別の支援の方法等に対して厚生労働大臣が定めた法定徴収費用の加算分です。原則として告示上の額の1割から3割を徴収させていただきます。(負担割合につきましては、市区町村から交付される負担割合証にてご確認ください。)
- ・ 法定負担加算分は3年に一度見直しがされますので、重要事項説明別添書2にその額を記載しています。
- ・ 当月分を翌月請求・支払いの後払いになります。

### (ア) 初期加算

- ・ 入居後30日間に限って、法に基づき基本分に加算して徴収します。
- ・ 過去3ヶ月の間(但し、厚生労働大臣が定める日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ又はMに該当する方の場合には過去1ヶ月の間)、当グループホームに入居されたことがない場合に算定される加算です。
- ・ 30日を超える入院の後に当グループホームに戻って来られた場合も、同様の加算を算定します。

### (イ) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ)

- ・ 法に基づき基本分に加算して徴収します。
- ・ 入居者がグループホームでの生活を継続できるように、看護師を配置又は訪問看護ステーション等と連携し、日常的な健康管理を行い、医療ニーズが必要となった際に適切な対応がとれるような体制を整えていることに対して算定される加算です。(当グループホームは訪問看護ステーションと医療連携体制をとっております。)
- ・ 厚生労働大臣が定める「重度化した場合の対応に係る指針」(重要事項説明別添書2「急性期・重度化・終末期ケア対応指針」参照)を作成し、内容について説明させていただきます。
- ・ 当グループホームと訪問看護ステーション事業所等との契約関係によるもので、入居者が個別に受ける「訪問看護」は個人の負担となります。

### (ウ) 入居者の入院期間中の体制

ご入居者が入院後3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、ご入居者及びご家族の希望等を勘案し、退院後、円滑に入居できる体制を確保している場合、1ヶ月に6日を限度として1日あたり246単位が算定されます。ただし、入院の初日及び最終日は算定しません。

(エ) 退居時相談援助加算

- ・ 法に基づき基本分に次項の要件を満たした場合に1人1回を限度に加算します。
- ・ 当グループホームの入居期間が1ヶ月を超える入居者が退居し、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合に、それらのサービスに対する相談援助を行うとともに、入居者の同意を得て退居の日から2週間以内に入居者の介護の状況を取りまとめた文書を添えて、地域包括支援センター等に居宅でのサービス提供に必要な情報を提供した場合に算定される加算です。

(オ) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者(40歳～64歳)に対して、個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供の者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供をした場合に算定される加算

(カ) 看取り介護加算

- ・ 法に基づき、お亡くなりになった日(死亡日)からさかのぼって、基本分に加算して徴収します。
- ・ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合において、その旨を入居者及びご家族へ説明し、その後の療養及び介護の方針について合意を得た上で、医師・看護職員(医療連携訪問看護ステーション等)・介護職員等が共同して看取りに対する支援を行った際に算定される加算です。
- ・ 入居者又はその家族等(入居者の代弁者)の同意を得て、入居者の介護に係る計画が作成されていること、医師等との連携のもと、介護記録の活用がされていること等が加算の要件となります。
- ・ 死亡日からさかのぼる日数については以下の通りです。(※参照)

※さかのぼる日数

- ・ 死亡日以前4日以上30日以下について、1日あたりの法定加算額を算定
- ・ 死亡日の前日及び前々日について、1日あたりの法定加算額を算定
- ・ 死亡日当日について、法定加算額を算定
- ・ 但し、退居した日の翌日から死亡日までの間は算定しない

(キ) 基準に定める入居者に対する加算

- ・ 介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に定められた加算要件に基づき、基本分に加算して徴収します。
- ・ 要件に該当する65歳未満の入居者に対し、個別に定めた担当者を中心に入居者のニーズや特性に応じたサービスを提供した際に算定される加算です。

(ケ) 生産性向上体制加算Ⅰ

- ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入しており、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている

(コ) 科学的介護推進体制加算

- ・ 入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。また、情報を活用している事。

(サ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

- ・ 法に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する、介護職員の賃金の改善等を実施した場合に、基本分に加算して徴収します。
- ・ 他の業種との賃金格差を縮め、介護における雇用を安定させることを目的として算定される加算です。
- ・ 1ヶ月の総単位数の  $178/1000$  (17.8%) に相当する単位数が「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）」として加算されます。

③ 家賃 月額 71,000 円

■ 家賃とは

- ・ 入居される居室にかかる費用です。

■ 徴収

- ・ 実績支払い（後払い）です。
- ・ 月額徴収とします。
- ・ 途中入居の場合は、入居当月のみ日額 2,334 円  
(家賃 1ヶ月分 71,000 円  $\times$  12ヶ月  $\div$  365日 小数点以下切り捨て) で滞在日数分を掛け合わせた額とします。
- ・ 居室を確保しておく為必要な費用なので、外泊や入院等で本人不在の場合でも徴収させていただきます。

■ 精算

- ・ 途中退居の場合は、退居当月のみ日額 2,334 円  
(家賃 1ヶ月分 71,000 円  $\times$  12ヶ月  $\div$  365日 小数点以下切り捨て) で滞在日数分を掛け合わせた額とします。
- ・ 居室から「すべての荷物を引き上げていただいた日」を退居の日としますので、その日まで家賃は発生します。
- ・ 介護保険証の退居日はお亡くなりになられた日付となり、家賃の精算を行う日付とは異なります。

④ 食材料費 日額 1,760 円

■ 食材料費とは

- ・ 食材料費の徴収は法令で「実費相当」と定められています。入居者が飲食するすべてのもの（外食・出前・調味料等も含む）にかかる費用で、調理をする介護職員等の人件費等は含まれません。但し、共同生活という特殊性から、徴収金を個

別に使用するものではないことをご了承ください。

- ・ 個人しか飲食しないものや、個別に注文する飲食物及びサプリメントやドリンク剤等については、入居者個人の支払いとなり、この中には含まれません。

#### ■ 徴収

- ・ 実績支払い（後払い）です。
- ・ 日額とし、月単位で徴収とします。
- ・ 入院や外泊等により、1日を通して不在の場合は徴収しません。尚、その他の事情で飲食しなかった場合は徴収させていただきます。
- ・ 飲食物の経口摂取が全くできなくなり、経管栄養剤等による状態となった場合は、食材料費の徴収は行わず、入居者個別に必要な費用を支払っていただきます。尚、部分的に栄養剤等が必要となった場合は、個別の協議とさせていただきます。

#### ⑤ 光熱水費（電気・ガス・水道料） 月額 20,000 円

##### ■ 光熱水費とは

- ・ 当グループホームで使用する電気代、ガス代、水道代のことです。
- ・ 個別のメーターを備えておらず、各人が使用した実費を割り出すことが困難なため、定額の金額にしております。
- ・ 光熱水費は、季節や入居者の状態によって使用量が大きく変動する場合がありますこと、また一般住宅用配管とは異なるために基本料金が高く設定されており、一般家庭よりも料金が高額になることを予めご了承ください。

##### ■ 徴収

- ・ 実績支払い（後払い）です。
- ・ 在籍中は不在の日でも徴収させていただきます。

#### ⑥ 共益費 20,000 円

##### ■ 共益費とは

以下の費用の按分負担分です。

- ・ 共用備品、設備費  
（介護ベット、入浴槽機器、セキュリティシステム、電球蛍光灯等）
- ・ 車両維持費  
（車両、メンテナンス）
- ・ 設備保守点検費

- (高圧電気保守点検、機械浴槽保守点検、防災設備保守、空調機保守)
- ・ 業務委託費  
(共用部分清掃委託、害虫駆除)

■ 徴収と精算

- ・ 後払いです。
- ・ 月額徴収とします。
- ・ 途中入退居の場合も全額徴収します。

## 2 その他の費用

(1) 器物破損等の弁償費用 実費

○入居者に起因した理由により事業者の器物を破損した場合は、入居者が弁償するものとして  
ます。複数の入居者に起因する場合は按分負担していただきます。

(2) 入居者間の弁償 実費

○入居者相互の持物等への被害は当事者で弁償していただきます。

(3) 退居時の居室原状回復費用 実費

○契約書第 15 条に基づく居室原状回復費用

(4) 趣味・教養娯楽・レジャー等非日常活動に要する費用 実費

○入居者及び入居者家族の選択に資する非日常的な活動に要する費用ならびに付き添い職員  
に要する経費（複数で参加する場合は経費の按分負担分）

(5) 行政手続きの代行に要する費用 実費

(6) 個人記録の複写に要する費用 1 枚につき 100 円

(7) その他の費用 実費

○理美容代

○医療費

○その他入居者及び入居者家族の選択に資する日常生活に要する物の費用

## 3 入居時にお預かりする費用

(1) 敷金 142,000 円

■ 敷金とは

- ・ 生活保護受給者がお亡くなりになった場合、退居時の居室原状回復費用について  
請求できなくなるため、入居前に「敷金」として預からせていただき、その費用

を担保させていただくものです。

- ・ 入居時に身寄りのない人や、入居後に身寄りがお亡くなりになり、身寄りがいなくなった場合に入居者の財産等が保護され、居室原状回復費用に滞りが生じるため、入居前に「敷金」として預からせていただき、その費用を担保するものです。

#### ■ 敷金の返金

- ・ 敷金はいくらでも入居者からの「預かり」であり、退居時に精算をさせていただき、残った費用については返金させていただきます。
- ・ 敷金の使用用途について、退居する際に居室の原状回復をします。

居室の原状回復は次の通りです。尚、施行業者は当社指定の業者で行います。

- ① 1ヶ月以上入居された場合の「カーペットの張り替え」
  - ② 入居期間に係らず「居室各所の破損や汚染箇所の修復」
  - ③ 入居期間に係らず「改造箇所の原状復帰」
  - ④ 入居期間に係らず「居室のクリーニング」
- ・ 敷金の使用用途の内容に変更が生じた場合は、速やかに報告をし、使用用途の内容変更についての書面を交わすこととします。
  - ・ 「返金受け取り者」及び「他の身寄り」がない場合は、保険者ならびに当グループホームの所在する市関係者と協議の上、決定させていただき、返金処理させていただきます。

## IV 生活支援の基本事項

### 1 入居者支援の窓口の一本化

家族等が入居者の代弁者となる場合、家族間で意見が割れると支援策を決められないことが多々あります。

それを防ぐために、入居後の本人のことにについて報告・連絡・相談する入居者側の家族等の窓口として契約書第3条に基づき「主たる判断者」を決めていただきます。

併せて、当方も職員それぞれが勝手なことを家族等にお伝えすると混乱の要因となるため、当方の窓口も明確にします。

#### (1) 主たる判断者とは

○主たる判断者は、入居者の代弁者として重要な位置づけをもちます。

○主たる判断者は、家族等の総意を代表する者であり、入居後の生活支援に関する全ての事項を「事業者側窓口」と「主たる判断者」の話し合いですすめていきます。

○主たる判断者の決定に関して当社が関与することは一切ありませんし、主たる判断者への他の家族等からの異議を聞く立場ももちません。

○身寄りのない方の場合、公的な後見人、行政等職員（生活保護担当官、権利擁護センター職員等公務者）を入居者の代弁者としてすすめさせていただきます。

○入居後「主たる判断者」以外の者からの申し出等は受け付けません。併せて、主たる判断者からの申し出により面会禁止となっている者については、家族であっても面会は許可できません。

#### (2) 主たる判断者の交代

○主たる判断者は、家族等が決めるもので入居後に交代することもかまいません。

○主たる判断者が交代した場合は、「元の主たる判断者」から速やかにご連絡ください。元の主たる判断者からの連絡でなければ「交代した」と判断できませんので、「交代していない」と判断させていただくことをご承知おきください。但し、元の主たる判断者が入居者の代弁者として活動できない状態にある場合は、その限りではありません。

#### (3) 主たる判断者の明記

○入居時に「主たる判断者 届出書」に明記していただきます。

#### (4) 事業者側窓口

○当方の担当は、共同生活住居ごとの管理者とします。

○面会等で来られた際に担当者不在の場合は、入居者ご本人の状態について等の現状報告は他の者よりさせていただきますが、相談事項等は上記担当者より後ほどのご連絡とさせていただきますので、ご承知おきください。

○当方の担当者に変更があった場合は、速やかに通知いたします。

### 2 退居について

契約書第13条のいずれかの理由により退居となりますが、退居に際しては必要な援助を行います。

#### (1) 退居への援助

- 主たる判断者、かかりつけ医や入院先医師等、必要によって保険者（市町村）とともに退居判断を行います。
- 当社と家族等との間で協議を行いながら、速やかに且つ安心して移行できるようにすすめていきます。

#### (2) 退居日

- 退居先決定日から起算して7日以内とします。
- 入居者の死亡・入院・他の介護施設への入所等による退居の際も同様です。

#### (3) 退居日の確定

- 居室からの荷物の搬出が完了した日を契約上の退居日とします。
- ※介護保険証に記載する終了日は、保険給付が発生しなくなった日です。お間違えのないようお願いいたします。

#### (4) 荷物の搬出及び居室の清掃等原状回復

- 基本的には入居者及び家族等が行います。
- 施行業者は当社指定の業者とします。

#### (5) 入居費用等の精算

- 精算は原則退居日以降に銀行振込または口座引落で行うこととします。
- 個人の契約に基づく電話・新聞料金等の精算は、入居者及び家族等が行います。
- 身寄りがない等の事情がある場合は、関係機関とともに協議しながらすすめていきます。

#### (6) その他

- 退居の理由が「当社の過失による」場合は、前項の規定に係らず、協議の上決定させていただきます。

### 3 運営方針

関係する法律・法規に基づき適切な運営を行うとともに、社会福祉法や介護保険法に明記された支援の理念ともいうべき「尊厳の保持」と「その者（入居者）が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように」にそって、移り住むグループホームで自立的な生活と地域生活を継続することができるように支援していきます。

併せて、入居者の能力が低下した場合であっても、身の回りの事柄について職員が直接的なお世話をさせていただき、できるだけ永くグループホーム 3ReS 比叡山坂本で暮らし続けることができるように、関係する機関や地域・社会資源と連携を図りながら支援していくものです。

- (1) 認知症があっても一人の人間として尊重され、差別や選別、虐待を受けることなく、最期まで国民のひとりとして、地域住民のひとりとして暮らし続けられるように支援します。
- (2) 可能な限り「自分のことが自分でできる」ように又「入居者同士が互いに助け合って生活を営むことができる」ように支援します。併せて自分でできない状態になった時には、個別に必要な支援を行います。

- (3) 生活の主体は入居者であり、可能な限り入居者自身の意思が反映された生活を目指し、画一的に管理した生活にはしません。又、逆に放置した生活とならないように必要に応じた支援を行います。
- (4) 事業所に閉じこもることなく、事業所が存在する地域社会において生活の再構築を図り住民の一員として暮らせるように支援します。
- (5) 入居者と家族等との個別の関係に立ち入ることはしませんが、家族等と「ともに築く」運営を行っていきます。
- (6) 関係する機関や個人と連携し、チームで支援していきます。

#### 4 サービスの提供に関する基本的な考え方

##### (1) 基本的な考え方

契約書第1条（契約の目的）、第4条（身体拘束の禁止）、第5条（介護計画の作成）、第6条（グループホームの内容と提供場所）、第8条（医療上の必要な対応）に基づいた支援策を講じ、生活の再構築を図っていきます。

○本人の意思を尊重して支援していきます。

入居者自身の「意思」を生かすように、また「意思」を引き出すようにすすめます。ただ、意思の尊重だけでは放置状態となることもあり、本人の意思に反してでも必要に応じた支援（働きかけ等）は行っていきます。

この場合でも、支援する側の都合に合わせることや、支援する側の論理で急がせないようにすすめる等、あくまでも本人の自発性を引き出すように支援していきます。

○リスクを管理するのではなく予測して支援に当たります。

社会生活を営む上で完全なリスク回避はあり得ず、人の暮らしにリスクはつきものだと考えています。安全確保は重視しますが、抑制や過度な行動制限につながらないように留意して支援します。

○自立した日常生活を継続できるように支援します。

生活のあらゆる場面で「自立」を目指し、生活障害は職員が支援・共働します。日常生活に必要な事柄を入居者自身が行えるように、あるいは助け合って行えるように支援していきます。併せて行えなくなった場合には、職員が代わりに務めます。

○生活をルールやスケジュールで管理しないように支援していきます。

起床から就寝までの生活の流れは、入居者ひとりひとりの生活リズムを基本にします。画一的なスケジュールをつくらず、一律に他者に合わせることも求めません。

生活の基本は「朝起きて、夜寝る」程度に考えることからはじめ、グループホームでの新しい生活のリズムを整えられるように支援していきます。

○移り住んだグループホームで新たな地域社会生活が送れるように支援します。

地域社会と隔絶することなく、社会生活が継続して営めるように支援をしていきます。「買物」「理美容」「受診」「散歩」「外食」「娯楽」等、日常生活上必要な事柄や生活の潤いの場を

地域に求め、どこにでも見られる「当たり前の暮らしぶり」を追求します。併せて町内会等の活動を通じて、住民交流や地域活動にも積極的に参加します。

○家族等とともに支援していきます。

家族等とともに支援することを明確にし、運営や入居者に関する情報開示等、話し合いの場を設けてすすめます。但し、家族等にはそれぞれ異なった事情があり、画一的で一方的な協力の押しつけにならないように配慮します。

○プライバシーを護ります。

プライバシーの保護や生命、財産の安全確保のため、職員不在の時や立ち会わないときは、部外者のホームへの出入りや居室への出入りは禁止します。

又、部外者から「入居しているか否か」の問い合わせを受けても原則的には回答しません。

○社会的な役割に貢献していきます。

プライバシーに配慮しながらも、各種養成校等の実習・研修や見学、ボランティア、取材等の受入れ等、社会的役割を果たしていきます。

## (2) 生活のリズム

生活の流れはできるだけ管理しないで、入居者個々のペースを尊重しますが、入居者の意思に基づくだけでは活動性の低下や昼夜逆転等の悪影響を招くこともあるので、生活のリズムを整えるための支援を行っていきます。

おおまかな1日の流れは次の通りです。

5時～8時	着替え、洗面、朝食準備（調理他）
8時～10時	朝食、後片付け、服薬、口腔衛生、健康チェック
10時～13時	掃除、洗濯干し、布団干し、娯楽散歩、入浴 昼食準備（献立の決定～買物～調理他）
13時～16時	昼食、後片付け、服薬、口腔衛生、入浴、娯楽、散歩等
16時～18時	夕食準備（献立の決定～買物～調理他） 洗濯物取り込み～整理
18時～21時	夕食、後片付け、服薬、口腔衛生、娯楽等
21時～22時	就寝準備、就寝

※時間の流れは概ねです。

## (3) 日常生活に必要な事柄への支援の基本

介護保険法の目的に沿って入居者の有する能力を把握し、入居者自身が自立した日常生活を営むことができるように、又入居者同士が互いに助け合って生活できるように、職員による見守りや促し、誘いかけ等必要な手立てを講じていきます。併せて、不完全であったりできないことは職員が代行します。

#### (4) 健康管理、服薬管理に関すること

必要に応じて、血圧測定、食事量、排せつ状況等、健康チェックとその記録を行います。又、体重測定は毎月行います。服薬は安全の確保と完全実施のため、職員が管理・支援します。

#### (5) 非日常活動

旅行や遠出外出、教養娯楽等、非日常的な活動（日常活動の中で必要な事柄以外の活動を呼ぶ）は、入居者の意思を尊重しながら可能な限り取り入れます。

#### (6) 家族との連携

家族とともに支援するため、次のようにすすめていきます。

○法令で定められた運営推進会議（1月・3月・5月・7月・9月・11月開催）には各共同生活住居より家族代表として出席願います。

○誕生日会や食事会等、家族等が任意に参加できる取り組みを行います。又、防災訓練や大掃除等の行事を家族とともに行えるようにします。

○日常的にはホームでの出来事を簡単にまとめてお便り等でお知らせします。

○面会は9時～20時までは原則自由とします。

### 5 居室の使用に関すること

#### (1) 禁止・厳守事項及び協議事項

○法令により、居室の定員は1名とします。同室に夫婦等であっても複数が入居することはできませんが、止むを得ない場合は例外的に認められますので、協議事項とします。

○入居者の状態を勘案して、包丁、ナイフ、針等刀剣・刃物類、マッチ、ライター等火器類を居室に持ち込むことと使用することは禁止します。但し、支援する者が付き添って使用する場合はその限りではありません。

○法令により使用する絨毯、カーテン、のれん等は防災対策済証のある物以外は使用禁止とします。

○防災上、家具等の転倒や飛散防止策は入居者が行うこととします。

○居室に限らずペットの飼育は協議事項とします。

○居室において手摺の取り付けなど居室を改造することは協議事項とします。

○大型の調度品、許容量を超える電化製品など制限することがあります。

#### (2) 使用する調度品等

○日常生活に必要な調度品等は、入居者及びその家族等が持ち込みます。

○居室に備え付けている照明器具等を好みのものに取り替えてもかまいません。

○個人の契約による新聞、雑誌等の購買や携帯電話の持込みもできます。

#### (3) 居室での飲食

○居室での飲食は自由です。但し、衛生上の問題から自己管理が困難な入居者に対しては、事業所側の判断で廃棄することがありますので予めご承知おきください。

#### (4) 居室での家族等の宿泊

○法令で居室の定員は1名とされていますが、家族が宿泊する場合は例外的に協議事項とし

ます。但し、事業所側と協議もないままに家族等が住み続けるようなことがあった場合は退居検討の対象事項とします。

## 6 生活上の留意点

### (1) 嗜好品

- 喫煙は、禁止とします。
- 飲酒は原則自由ですが入居者の心身状態によっては制限することもあります。
- 飲酒後の入浴は、制限することがあります。
- 間食は制限します。

### (2) 火器の使用

- 火器の使用は、防災上定められた場所以外では禁止とします。

### (3) 宗教活動

- 居室での活動は自由です。
- それ以外の場所での活動は制限します。ホーム内での布教活動は禁止します。

### (4) 金品等の持ち込み

- 金品等は自己管理が原則です。
- 別に規定する便宜的な預かり金を除く金品等の紛失・盗難等については、事業者は一切の責任を負いません。

### (5) 寝具の洗濯や衣類等の補充

- 寝具（布団・毛布等）の洗濯は原則家族等が行います。
- 失禁等により著しく衛生上問題がある場合は、事業者の判断で家族等に依頼することがあります。
- 衣類等は原則家族等が用意します。
- 衣類等の補充については事業者の判断で家族等に依頼することがあります。
- 身寄りのない方等はその限りではありません。

### (6) 外出・外泊について

- 外出や外泊は原則自由ですが、本人のことを踏まえて制限を加える場合もあります。
- 外出や外泊を行う場合は、事前に行き先や期間をお知らせ下さい。
- 知人等との外出や外泊については「主たる判断者からの同意」を条件とします。

### (7) 投票行動

- 投票行動への付添は、原則家族等が行います。身寄りのない方等は、その限りではありません。投票が行えるように関係機関と協議しながら支援します。

## 7 医療に関すること

### (1) 医療機関の利用制限

- 医療機関の利用は、通常の自宅生活と同じですが、訪問看護ステーションを継続して利用することはできません。

## (2) 医療機関の選定と受診

- 医療機関の選定は入居者及びその家族等の意向を優先します。又当方でも法令に基づいて協力医療機関をもっています。
- 自宅生活で利用していた医療機関を継続して使うことも可能ですが、受診の付添は当方で行えない場合があります。訪問診療を行っている医療機関を継続して利用することに何ら支障はありません。
- 医療機関への受診が必要な状態になった場合、可能な限り家族等の意向を尊重して受診等をすすめていきます。但し緊急やむを得ない場合はその限りではありません。

## (3) 医療連携体制

- 法令に基づいて、重要事項説明書に明記した訪問看護ステーション等と「医療連携体制」の契約を取り交わしていますので、契約に基づいて自動的に入居者に関わることになります。

## 8 ケアの質の確保について

運営方針とその実践が、当事業所におけるケアの質そのものであり、各種会議等を通して実証の検証と修正、併せて各種研修等や事業者間の連携を通して職員の専門性の向上をはかります。

### (1) 諸会議の実施

- 職員会議（共同生活住居ごとに月例開催）
- 事業所運営会議（複数の共同生活住居、他の併設事業がある複合施設、統括施設長が管轄する複数の事業所の会議）
- 法人管理者会議（月例開催）
- その他 必要に応じて開催

### (2) 研修の実施

- 法人内研修
  - ・新入職員基礎課程研修（入社時研修、フォローアップ研修）
  - ・現任者研修（事業部研修、事業所研修、その他）
  - ・全社研修（選択研修、3年目研修、その他）
- 社外研修
  - ・救急救命講習
  - ・行政主催研修
  - ・事業者団体研修
  - ・その他

### (3) 講習の受講

- 食品衛生責任者講習（管理者）
- 救急救命講習（初級：全員 上級：管理者・管理者が指名する者）
- 防火管理者講習（管理者）

- (4) 質の点検 (社内)
  - 自主点検 (毎年 3 月に実施)
  - 法人本社機能による内部監査 (年 1 回)

(5) 第三者による評価

- (6) 身体的拘束等の適正化への取り組み
  - 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を設置します。この委員会は 3 ヶ月に一度以上開催するものとし、身体拘束に関して情報を共有します。
  - 「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備します。この指針には、身体拘束の適正化に関する基本的な考え方や報告方法等を盛り込むこととします。
  - 「身体的拘束等の適正化のための研修」を介護従業者に対して定期的実施します。

**9 非常災害対策・緊急時体制**

- 防火管理者、防災担当者、火元責任者を置き緊急時の対策を定めます。
- 日常点検・定期点検・防災訓練 (年 2 回以上) を行います。
- 非常災害用品の整備・非常食の備蓄を行います。
- 非常災害時に支援し合うための「災害支援法人ネットワーク」を結成し参画しています。

**10. 運営推進会議の設置**

当事業所では、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

- 構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業について知見を有する者
- 開 催：2 か月に 1 回 (年 6 回)
- 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

**11. 第三者による評価の実施状況**

第三者による評価の実施	あり	直近の実施年月日	
		第三者評価機関名	
		評価結果の開示	あり ・ なし
なし			

**12. 事故発生時の対応**

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、大津市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策

- を講じます。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録の作成、保管し、また関係機関、ご家族へ提出いたします。
  - (4) 事業所は、利用者に対するサービス提供より発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

### 13. 暴力団排除に関する条項

- (1) 事業を運営する当該法人の役員及び認知症対応型共同生活介護の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。事項において同じ。）であってはならない。
- (2) その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

### 14. 人権擁護、虐待の防止

事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置し従業者に対し、研修の機会を確保します。

## V 入居者預かり金等取扱規程

重要事項説明別添書3に記載

## VI 急性期・重度化・終末期ケア対応指針

重要事項説明別添書2に記載

グループホーム 3ReS 比叡山坂本への入居にあたり、入居者に対して本書面で重要な事項について説明を行いました。

年 月 日

事業者

事業者名：ニューワNZ株式会社

住 所：滋賀県大津市横木 1 丁目 10-25

代 表 者：代表取締役 新庄 一範 ⑩

サービス  
提供事業所

事業所名：グループホーム 3ReS 比叡山坂本

住 所：滋賀県大津市坂本 4 丁目 14-30

説 明 者： ⑩

私は、本書面により、事業者からグループホーム 3ReS 比叡山坂本についての重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

入居者

住 所：

氏 名： ⑩

代理人

住 所：

氏 名： ⑩

(入居者との関係： )

※代理人とは、事情によって別の人に手続きを依頼した場合に、手続きを頼まれた人

